

R6.2.9 日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会

## ストーマ保有者に関連する 社会制度や福祉制度

～単身の高齢者の支援を通じて  
多職種協働を考える～

杏林大学医学部付属病院  
患者支援センター  
小林夏紀

COI開示：今回の発表に関して、  
開示すべきCOIはありません

倫理的配慮：事例の取り扱いに際し、  
個人が特定されないよう配慮しています

杏林大学医学部付属病院



<病床数>  
1,121床 精神32床 計1,153床

<外来患者数>  
2,060人 (1日平均)

<入院患者数>  
746人 (1日平均)

特定機能病院  
高度救命救急センター  
総合周産期母子医療センター  
がん診療連携拠点病院  
認知症疾患医療センター

## 患者支援センターについて

患者さんご家族が、通院中から入院～退院後まで  
適切な医療を受けられ、安心・安全な療養生活が  
送れるよう、多職種のチームによってサポートする

地域医療連携

医療福祉相談

入退院支援

ソーシャルワーカー：13名 退院調整看護師 12名  
入院前支援看護師 8名

## ソーシャルワーカーとは

社会福祉の立場から患者さんやその家族の  
方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の  
解決、調整を援助し社会復帰の促進を図る  
(日本医療ソーシャルワーカー協会)

⇒患者さんや家族が今後の生活を見通す  
ことができるよう具体的な支援を行う

## ～ソーシャルワーカーの支援の視点～

医療機関＝潜在化しやすい生活課題が傷病を機に顕在化する場

- ・ 治療を受ける権利の保障
- ・ 安心して生活できるよう支援すること  
→再発予防
- ・ 課題の整理をともにすること  
→自身の力で課題に取り組めるよう支援すること
- ・ 支援の継続性を担保すること

## 利用できる社会資源について

### ①身体障害者手帳（ぼうこう又は直腸機能障害）

1級・3級・4級

※申請は永久造設のものに限ります

**申請窓口：**市区町村の障害福祉課

**必要書類：**身体障害者手帳交付等申請書、  
身体障害者手帳診断書・意見書（指定医）、顔写真  
※意見書は書式をダウンロードできる場合あり

**利用できるサービス：**ストーマ用装具の給付（上限金額あり）  
所得税、住民税の控除  
タクシー代の割引など

※手帳の種類や等級、所得によって利用できるものが異なります。

### 日常生活用具費（ストーマ装具・尿路系・消化器系、紙おむつ等）の給付 ※F市の場合

- ・身体障害者（児）でぼうこうまたは小腸の障害により、人工ぼうこう等の造設をした方で、ストーマ用装具を必要とする方・・・11,300円/月
- ・身体障害者（児）で直腸または小腸の障害により、人工肛門等の造設をした方でストーマ用装具を必要とする方・・・8,600円/月
- ・身体障害者（児）で脳原性運動機能障害・二分脊椎により排泄の意思表示や処理ができない方で、医師により給付の必要性が認められた方（紙おむつ等）・・・12,000円/月

※本人及び配偶者に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合（本人が18歳以上の場合）、対象外となります。

※生活保護の場合は、医療扶助の治療材料券で対応する場合があります

### ②障害年金について

65才未満で、特定の条件（保険料納付、初診日、障害認定日）を満たしていれば、申請できます。

2級：人工肛門を造設し、かつ新膀胱の造設をしたまたは尿路変更術を施行している

人工肛門を造設し、かつ完全排尿障害の状態にある

3級：人工肛門または新膀胱を造設した場合

※障害基礎年金の場合、3級はありません。

※障害認定日は初診日から1年6ヶ月を経過した日

※新膀胱を造設した場合は、造設日を障害認定日とし、申請が可能である。

個別に条件が異なるため、対象となるかどうかはSWや年金機構に相談して下さい。

### ③生活保護法について

#### 基本原理

- ①最低生活保障の原理
- ②無差別平等の原理
- ③健康で文化的な最低生活保障の原理
- ④保護の補足性の原理
  - ・資産の活用
  - ・能力の活用
  - ・扶養義務者の扶養
  - ・他法優先

#### 実施上の原則

- ・申請保護の原則
- ・基準および程度の原則
- ・必要即応の原則
- ・世帯単位の原則

### 生活困窮者自立支援法（H27年4月施行）

経済的な問題等を抱えて生活に困っており、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を対象に自立にむけた支援を行う。

- ・自立相談支援事業・・・生活と就労に関する困りごと、ひきこもり家庭への支援を行う
- ・住居確保支援・・・離職や廃業等で住まいを失った人、失うおそれのある人を対象に一定期間家賃相当額を支給し、就職に向けた支援を行う
- ・家計再建支援・・・家計に課題を抱える人の相談に応じ、生活再生にむけて支援を行う
- ・就学相談・・・貧困の連鎖の予防のため、こどもと保護者双方に養育、生活支援を行う

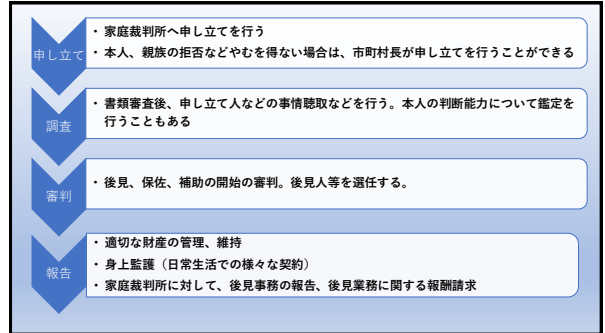
#### ④成年後見制度について

##### 法定後見制度

- 後見・・判断能力がほとんどない
- 保佐・・判断能力が著しく不十分
- 補助・・補助判断能力が不十分（医師の鑑定書は不要）
- ・本人、配偶者、4親等以内の親族、検察官、市町村長などが家庭裁判所に申し立てる
- ・後見人等として、家庭裁判所が適当と思われる人や法人を選定する

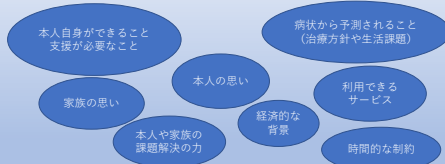
##### 任意後見制度

判断能力がある人・・公正証書の作成



#### ～多職種連携について～

それぞれの専門性を活かし、支援目標を共有すること  
⇒本人・家族の意思決定をどう支えるか



#### ACPの取り組みの重要性